令和８年度
年末たすけあい募金
事業助成

申請のてびき



【申請受付期間】
令和８年 10 月２日（金）
～令和８年 10 月 16 日（金）

＜窓口申請となります＞

◇◆年末たすけあい募金事業助成とは◆◇

年末たすけあい募金（共同募金）の配分金によって、ボランティア団体、障害当事者団体及び家族会、地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体が、地域交流や、団体活動の啓発及び周知を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的としています。



都筑区社協キャラクター
ゆいピー

１．助成対象団体

（１）ボランティア団体

（２）障害当事者団体及び家族会

（３）地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体

＊法人は、認定・特定非営利活動法人、もしくは、一般・公益社団法人を対象とします。
医療法人・社会福祉法人等は、助成対象とはなりません。

＊地区社協は、地区社協助成金制度があるため、助成対象とはなりません。

２．助成対象事業

区内の地域福祉団体が実施する次の（１）～（５）の全ての項目に該当する事業に対して助成を行います。

申請は、１団体１事業です。

（１）営利を目的としない事業であること

（２）地域福祉推進のための事業であること

（３）対象事業に参加する実人数（サービス利用者や障害者、担い手やボランティア）が５名以上の事業であること。

＊施設・団体については給与等を受けている職員は人数から除きます。

（４）助成対象団体が 12 月～１月末までに行う事業に関わる経費であること

（５）地域交流を目的とした事業であること

＊「地域交流を目的とした事業」とは、地域住民へ周知を行い、参加を呼びかけて開催する事業のことを指します。団体のメンバー内のみで行う懇親会等は、助成対象外となります。

【令和８年度からの変更点】

物品購入費とは、令和８年12月から令和９年１月末までの期間内に使用し、消耗するものに限ります。団体の資産（備品）として期間終了後も継続して使用する備品等は対象外とします。

（例）机、いす等。

【助成対象外の事業】

・横浜市、都筑区等の補助・委託を受けている事業

・都筑区社会福祉協議会から、その他の助成金を受けている事業

・神奈川県共同募金会から直接配分を受けている事業

・団体の運営費（人件費、事務所維持費等）に充てる事業

・１団体２つの事業を重複して申請したとみなされる事業

（例）バスツアーと新年会　　＊同一事業を複数日で開催する場合は、申請可能です。

３．助成内容

次の（１）と（２）の条件を充たす金額を申請できます。

（１）助成上限額：５万円

（２）総事業費の４分の３の範囲内

（例１）総事業費 75,000 円の助成上限額

75,000 円×0.75(%)＝56,250 円　⇒　**50,000 円**

＊助成上限額の５万円となります。

（例２）総事業費 38,500 円の助成上限額

38,500 円×0.75(%)＝28,875 円　⇒　**28,875 円**

＊令和２年度の制度改定により、1,000 円未満の切捨ては行いません。

＊申請額の総額が予算額を上回った場合は、減額調整します。

４．助成団体の責務

（１）助成を受けた団体の申請書や事業報告書等の情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。（但し個人情報は除きます）

（２）事業内容や報告については、都筑区社協広報紙「しゅんらん」やホームページに掲載させていただく場合があります。

（３）この助成金は、年末たすけあい募金を財源としています。年末たすけあい募金を財源とする助成金を受けていることを、事業に係る周知物（チラシ等）に明示してください。

＜明示の文例＞
「この事業は、年末たすけあい募金を財源とする『年末たすけあい募金事業助成』（都筑区社協）の配分を受けています」

（４）提出期限までに、事業報告書等を提出してください。

（５）代表者と会計責任者の重複はできません。

５．助成決定の取消・返還

（１）助成条件を満たしていない場合

（２）事業を行わなかった場合

（３）事業内容が申請内容と大きく異なる場合、また事業の途中から許可なく変更を行った場合

（４）虚偽の申請により助成を受けた場合

（５）精算報告に係る書類が提出されなかった場合

＊精算報告に係る書類は、決定通知送付時に同封します。

（６）事業終了後に余剰金が生じた場合

＜返還基準について＞

自主財源が申請基準に達していない場合は、差額の返還を求めます。
ただし、返還金額が 1,000 円未満の場合は、返還を求めません。

（例）24,000 円の助成を受け、総事業費 28,000 円の事業を実施した場合

28,000 円（総事業費）× 0.75(%) ＝ 21,000 円（返還後助成額）

24,000 円（助成済額）－ 21,000 円（返還後助成額）＝ 3,000 円（返還額）

⇒ 3,000 円の返還となります。

スケジュール（予定）

申請書等の提出
10月２日（金）～10月16日（金）
◆申請書類を都筑区社会福祉協議会へ郵送してください。

◆都筑区社会福祉協議会**窓口に直接提出**してください。

【提出書類】
①申請書（様式１）②収支予算書（様式２）
③団体共通シート（様式３）
※③団体共通シートは、今年度のふれあい助成金を申請している団体は、提出不要です。
書類は、本会ホームページからダウンロードできます。
（HP： https://tuzuki-shakyo.jp）

↓

審査及び決定
（11月６日（金）予定）
理事会の審議を経て、助成団体及び助成額を決定します。

↓

審査結果の通知
（11月中旬）

◆審査結果の通知と合わせて、精算報告に係る書類と請求書を送付します。

↓

請求書の受付
（12月上旬）

↓

助成金の振込
（12月中旬）

◆指定の口座へ振込みます。
原則として団体名義の口座をご準備ください。
団体名義の口座がご準備ない場合はご連絡ください。

↓

事業報告書等の提出
【締切】令和９年１月22日（金）

【提出書類】
①事業報告書（様式４－１）
②収支報告書（様式４－２）
→様式４－１及び４－２は決定通知に同封します。
③実際に事業を実施したことがわかるチラシや写真等
→ご提出いただいた書類は返却いたしません。
※領収書は、科目ごとに分けてノートに貼るなど分かりやすい管理をお願いいたします。なお、必要に応じて領収書等の写しをご提出いただく場合があります。
※提出の有無に関わらず、領収書や帳簿は５年間保管し、求められた際には提示できるようにしてください。

＜お問合せ＞
〒224-0006
横浜市都筑区荏田東４－１０－３
横浜市都筑区社会福祉協議会
TEL：045-943-4058　FAX：045-943-1863
E-mail：info@tuzuki-shakyo.jp